

# SABO NEWS LETTER

第 110 号【発行日】平成 23 年 8 月 1 日（月）【発行】 全国治水砂防協会

（社）全国治水砂防協会理事長よりご挨拶

会員の皆様へ

暑中お見舞い申し上げます。

新潟・福島県に、平成 16 年の記録を上回る豪雨が襲い、広域に甚大な被害が出ています。東日本大震災の被災地をはじめ、今年も多発している土砂災害に被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願います。

さて、昨年からは政府で地域主権戦略改革を進めています。ここにその概要を紹介します。

- ・地域主権戦略大綱が今年の 6 月に出されています（資料 - 1）。その中で第 4 として国の出先機関の原則廃止が謳われています。
- ・実際に動かすために、地域戦略会議を設けています。そのアクションプランの推進体制が資料 - 2 です。
- ・今年の 12 月 28 日にアクションプランが閣議決定されています（資料 - 3）。
- ・今後のスケジュールが資料 - 4 です。

当協会として、この動きを会員の皆様にお知らせするとともに、以下のように考えています。

資料 - 1 に、「地域主権改革」とは「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが出来るようにするための改革」と記述されていますが、3 月発生 of 東日本大震災等の地震や 1 月の新燃岳等の火山噴火、そして今回の新潟・福島豪雨災害などは、災害の規模が大きく、かつ広域的であり、その復旧・復興には長い時間を要します。つまり、地方公共団体が取り組む地域の課題を超えたものであり、国の責任において国民の財産や生命を守るべきであると考えます。

（次頁へ続く）

昨年11月に「土砂災害防止法」が改正されました。大地震や火山噴火などの大規模な土砂災害が発生した場合、国自らが調査し、市町村に住民の迅速で的確な避難が有効にできるような情報を提供する仕組みが出来ました。感謝しています。このように、東日本大震災や岩手・宮城内陸地震災害などの大規模な自然災害に対して、深刻な被害を軽減するため、国の役割を踏まえ、国自ら行う防災対策を充実していくことが必要であると考えます。

資料 - 3 の閣議決定のページ2の(2)直轄河川の記述の末尾に、「なお、移管に関しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。」とあります。是非、国においては早急に実施していただきたいと考えます。

資料 - 4 によると、今年の9月までに移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめが出る予定です。住民の生命・財産を守る責務を有している市町村に十分な情報が伝わっているのか懸念されます。もし、そうでなければ、情報を早急に伝えるべきであると考えます。

今回の新潟・福島豪雨災害でも、早速国から緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が被災地に出かけています。気候変動に伴い、益々大規模な災害が予想されます。国及び国の出先機関は会員にとっても頼もしい限りです。

暑さに気を付けられ、ご自愛ください。

(社)全国治水砂防協会  
理事長 岡本 正男

## 第1 地域主権改革の全体像

- ◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定
- ◆総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

## 第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

## 第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

## 第4 国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

## 第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

## 第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

## 第7 直轄事業負担金の廃止

## 第8 地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

## 第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

## 第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

## 「アクション・プラン」の推進体制

### 地域主権戦略会議

#### 「アクション・プラン」推進委員会

〔チームの検討状況を踏まえ適宜開催〕

〔  
 ・片山善博 内閣府特命担当大臣(地域主権)  
 ・上田清司 埼玉県知事  
 ・北川正恭 早稲田大学大学院教授  
 ・平野達男 内閣府副大臣  
 ・逢坂誠二 総務大臣政務官  
 〕

#### 直轄道路・直轄河川チーム

〔  
 ・北川正恭 早稲田大学大学院教授(主査)  
 ・逢坂誠二 総務大臣政務官  
 ・津川祥吾 国土交通大臣政務官  
 ・二井関成 山口県知事  
 〕

#### 公共職業安定所(ハローワーク)チーム

〔  
 ・北川正恭 早稲田大学大学院教授(主査)  
 ・逢坂誠二 総務大臣政務官  
 ・小林正夫 厚生労働大臣政務官  
 ・古川 康 佐賀県知事  
 〕

#### 共通課題チーム

〔  
 ・北川正恭 早稲田大学大学院教授(主査)  
 ・逢坂誠二 総務大臣政務官  
 ・横内正明 山梨県知事  
 〕

上記のほか、広域的实施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

(内閣府ホームページより)

## アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～

平成 22 年 12 月 28 日  
閣 議 決 定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

## 記

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

## (1) 広域的実施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

## (2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

## (3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

## (4) スケジュールについて

平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

( 1 ) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間であっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

( 2 ) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間であっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

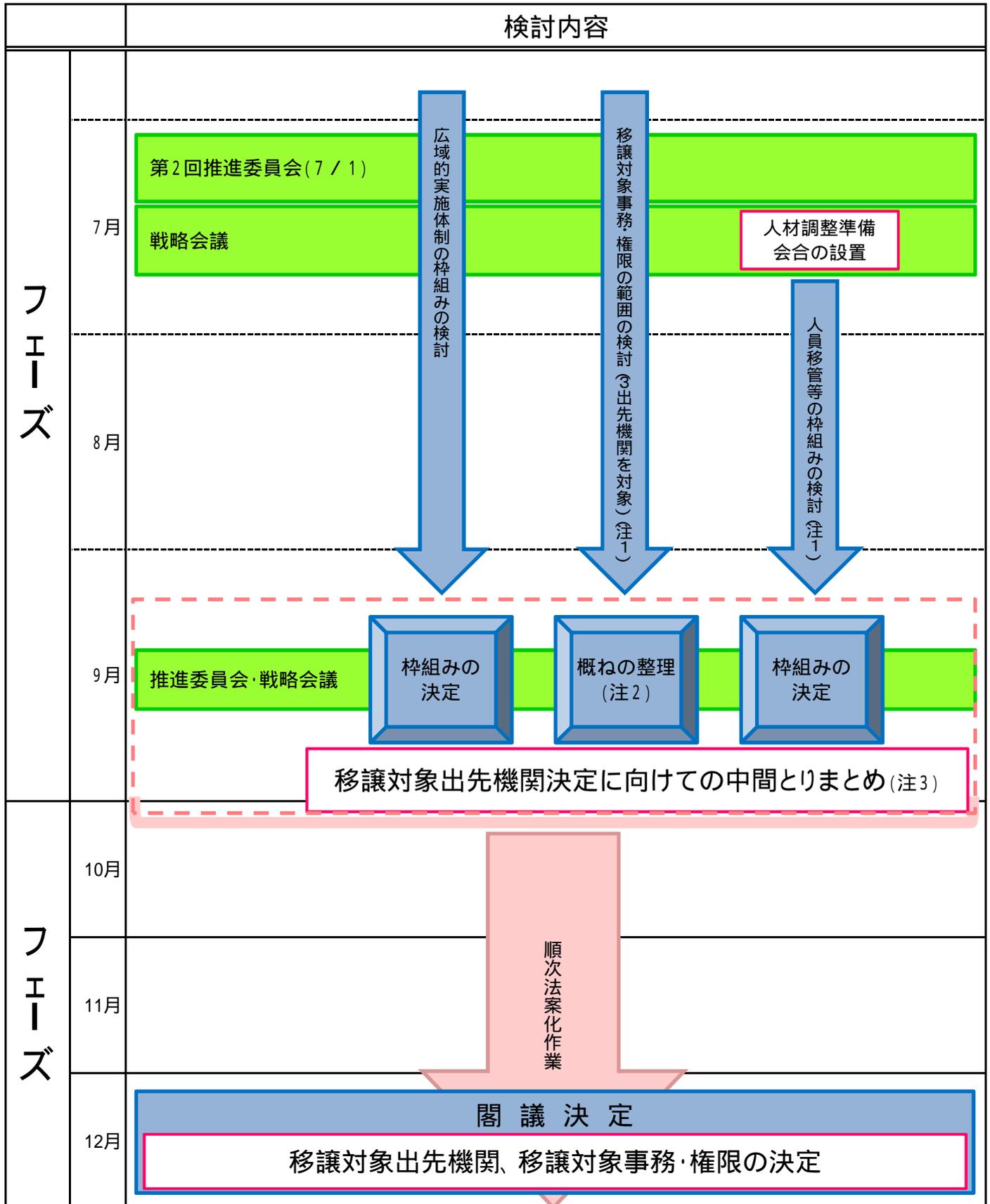
( 3 ) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

( 以下略 )

# 今後の検討スケジュール



(注1) フェーズ においても引き続き調整。

(注2) 事務の区分や国の関与等のあり方、丸ごと移譲の例外となる事務・権限などについて考え方を整理するとともに、個別の事務・権限の移譲についてもできる限り整理。

(注3) 財源に係る措置については、移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずることを確認。(フェーズ において、 の検討状況に応じ、具体の制度設計を検討。)